

離婚時の年金分割制度

お問い合わせ ☎

年金班 043-223-4116

●離婚時の年金分割とは？

組合員または組合員であった方が離婚等をした場合、婚姻期間中の厚生年金等の計算の基になる**標準報酬額**（標準報酬月額及び標準賞与額）を当事者間で分割することができる制度です。分割をすることで、標準報酬額を自身の年金の加入期間に算入することができます。

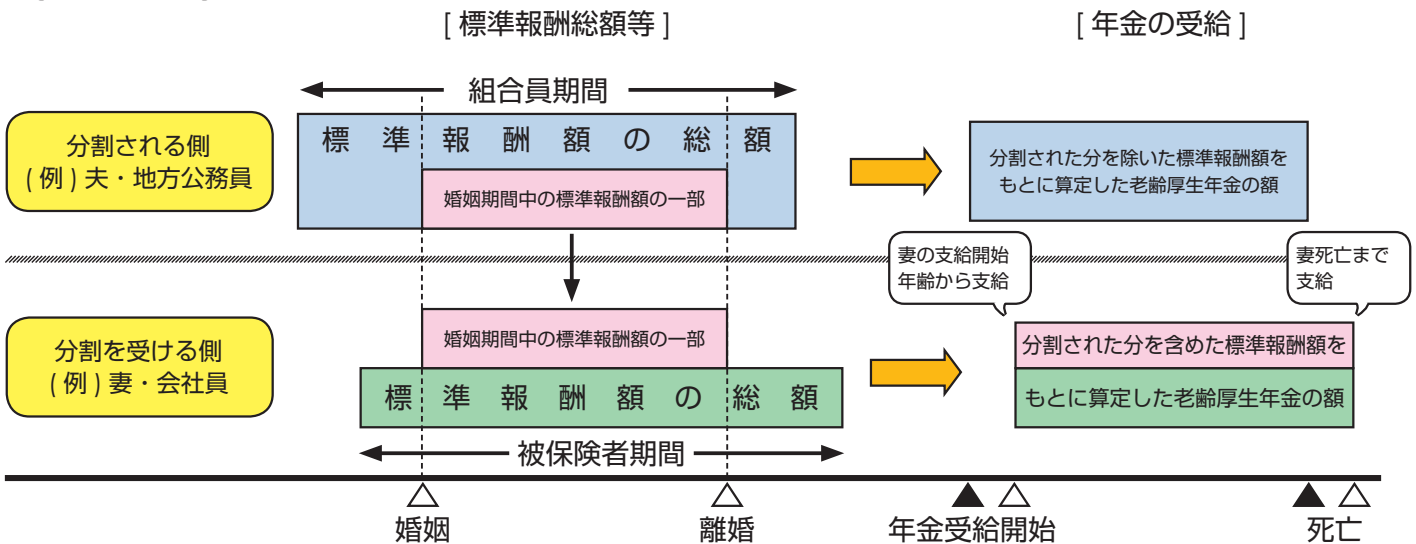
■基本的な仕組み

①合意分割制度（平成19年4月1日以後に成立した離婚が対象）

離婚等をした当事者双方の合意、裁判所の決定に基づき按分割合について合意をしていることが条件であり、当事者の二人またはその一人からの請求によって婚姻期間中の標準報酬額の夫婦合計を分割することができる制度です。

●按分割合・・・婚姻期間中の標準報酬額の夫婦合計のうち、分割を受ける側の分割後の持分となる割合。

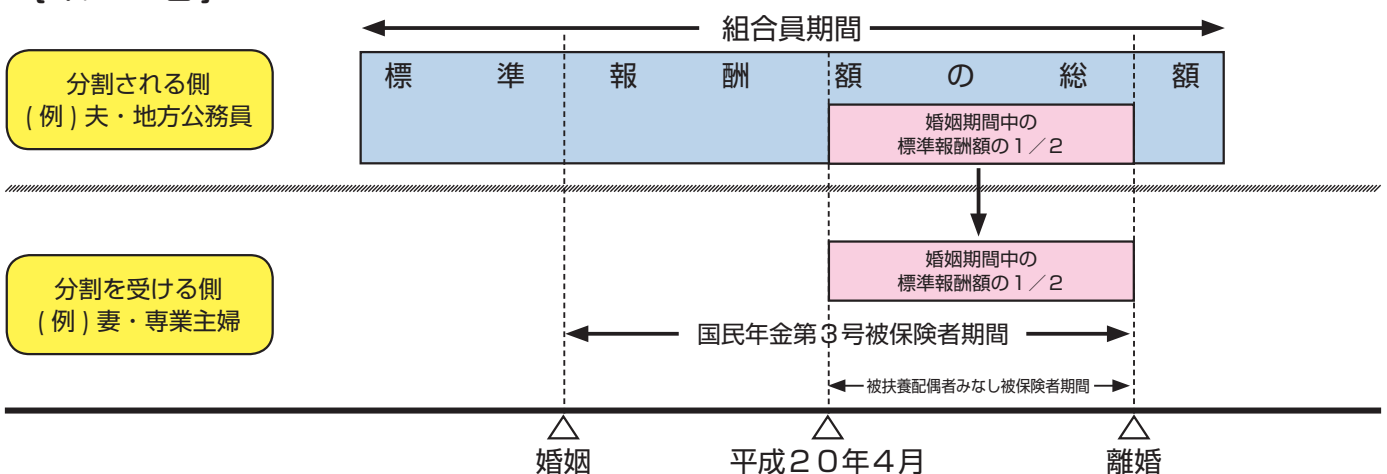
[イメージ図]



②3号分割制度（平成20年4月1日以後に成立した離婚等に適用）

3号分割制度は、被扶養配偶者一方からの請求により、標準報酬額を自動的に2分の1ずつ当事者間で分割することができる制度です。

[イメージ図]



注意！

- ・この制度は年金額を分割するものではありません。
- ・分割請求は、離婚等をした日から2年を経過するまでの間に請求を行わなければなりません。